

(4) 日常生活用具の給付



❁ 内容

日常生活用具とは、重度の心身に障がいのある人等が在宅生活を容易に過ごすための用具です。障がいの内容により、日常生活用具の給付が受けられます。購入前に申請が必要です。

❁ お持ちいただくもの

- ・見積書（業者から取り寄せてください）
- ・身体障害者手帳または療育手帳 ※ 難病等の方は、医師の診断書（様式有）

❁ 利用者負担

原則 1 割負担（世帯の所得状況等に応じて月額負担上限額が設定され、自己負担が軽減される場合があります）。

ただし、世帯（18 歳以上の方は、本人と配偶者のみ）の中に市民税所得割額が 46 万円以上の方がいる場合は支給対象外です。

❁ 日常生活用具対象種目一覧表（◎がついているものは介護保険等が優先される品物です。）

《身体障がい者・児》

障がい	者・児の別		種 類	対 象 者
	者	児		
視 覚 障 が い	○	○	ポータブルレコーダー	視覚障がい2級以上の者 学齢児童以上の者
	○		盲人用時計 (触読式・音声式)	視覚障がい2級以上の者。なお、音声時計は、手指の触覚に障がいがあるなどのため触読式時計の使用が困難な者を原則とする
	○	○	点字タイプライター	視覚障がい2級以上の者（本人が就労もしくは就学しているかまたは就労が見込まれる者に限る）
	○	○	点 字 器	視覚障がいがある者で、本用具を使用して情報収集、情報伝達や意思疎通などを図り、容易に使用できる者
	◎		電 磁 調 理 器	視覚障がい2級以上の者（盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯）
	○	○	盲人用体温計（音声式）	視覚障がい2級以上の者（盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯） 学齢児以上の者
	○	○	視 覚 障 がい 者 用 活字文書読上げ装置	視覚障がい2級以上の者 学齢児以上の者
	○		盲 人 用 体 重 計	視覚障がい2級以上の者（盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯）
	○	○	視 覚 障 がい 者 用 拡 大 読 書 器	視覚障がいがあり本装置により文字などを読むことが可能になる者 学齢児以上の者
	○	○	点 字 図 書	主に、情報の入手を点字によっている視覚障がい者
○	○	歩行時間延長信号機用 小 型 送 信 機	視覚障がい2級以上の者 学齢児以上の者	

障がい	者・児の別		種 類	対 象 者
	者	児		
聴覚障がい	○		聴覚障がい者用屋内信号装置	聴覚障がい2級以上で、聴覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯の者
	○	○	聴覚障がい者用通信装置	聴覚障がい児者または発声・発語に著しい障がいのある者で、コミュニケーション、緊急連絡時などの手段として必要と認められる者 学齢児以上の者
	○	○	聴覚障がい者用情報受信装置	聴覚障がいのある者で、本装置によりテレビの視聴が可能になる者
肢体不自由	○	○	特 殊 便 器	上肢障がい2級以上の者（難病等の者は上肢機能に障がいのある者） 学齢児以上の者
	○	○	T字状・棒状のつえ	平衡機能または下肢もしくは体幹機能障がいのある者
	○	○	頭 部 保 護 帽	下肢もしくは体幹機能障がい、てんかんの発作などにより頻繁に転倒する恐れがある者
	◎	○	便 器	下肢または体幹機能障がい2級以上の者（難病等の者は常時介護を必要とする者） 学齢児以上の者
	◎	○	特 殊 マ ッ ト	下肢または体幹機能障がい1級の者（常時介護を要する者に限る）3歳以上の者は、2級も可（難病等の者は寝たきり状態にある者）
	◎		特 殊 寝 台	下肢または体幹機能障がい2級以上の者（難病等の者は寝きり状態にある者）
	◎	○	特 殊 尿 器	下肢または体幹機能障がい1級の者（常時介護を要する者に限る）（難病等の者は自力で排尿できない者）学齢児以上の者
	◎	○	入 浴 担 架	下肢または体幹機能障がい2級以上の者（入浴に当たって、家族や他人の介助を要する者に限る） 3歳以上の者
	◎	○	体 位 変 換 器	下肢または体幹機能障がい2級以上の者（下着交換などに当たって、家族や他人の介助を要する者に限る）（難病等の者は寝たきり状態にある者） 学齢児以上の者
	◎	○	入 浴 補 助 用 具	下肢または体幹機能障がい児者で、入浴に介助を必要とする者 3歳以上の者（難病等の者は入浴に介助を要する者）
		○	訓 練 用 ベ ッ ド	下肢または体幹機能障がい2級以上の者（難病等の者は下肢または体幹機能に障がいのある者）学齢児以上の者
		○	訓 練 い す	下肢または体幹機能障がい2級以上の者 3歳以上の者
	◎	○	移 動 用 リ フ ト	下肢または体幹機能障がい2級以上の者（天井歩行型は除く） （難病等の者は下肢または体幹に障がいのある者） 3歳以上の者
	◎	○	移動・移乗支援用具 （手摺、スロープ等 立ち上がり補助用具）	平衡機能または下肢もしくは体幹機能に障がいがあり、家庭内の移動などにおいて介助を必要とする者（難病等の者は下肢が不自由な者） 3歳以上の者
	◎	○	住 宅 改 修 費 （手摺取り付け、段差解消等に 伴う用具及び工事費）	下肢、体幹機能障がいまたは乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい（移動機能障がいに限る）のある障がい等級3級以上の者（特殊便器への取替えの場合は上肢障がい2級以上の者） 学齢児以上の者
内部障がい	○	○	ネ プ ラ イ ザ ー	呼吸器障がい3級以上または同程度の障がい者で、必要と認められる者（難病等の者は呼吸器機能に障がいのある者） 学齢児以上の者
	○	○	透 析 液 加 温 器	じん臓機能障がい3級以上の者で、自己連続携式腹膜灌流法（CAPD）による透析療法を行う者 3歳以上の者
	○		酸 素 ポ ン ベ 運 搬 車	医療保険における在宅酸素療法を行う者

障がい	者・児の別		種 類	対 象 者
	者	児		
その他	◎	○	火 災 警 報 器	障がい等級2級以上の者で、火災発生の感知及び避難が著しく困難な障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯の者
	◎	○	自 動 消 火 器	障がい等級2級以上または難病等の者で、火災発生の感知及び避難が著しく困難な障がい者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯の者
	○	○	人 工 喉 頭	音声機能もしくは言語機能の障がい者で、本用具により意思疎通が可能となる者
	○	○	携 帯 用 会 話 補 助 装 置	音声機能もしくは言語機能障がい児者または肢体不自由児者で、発音・発語に著しい障がいのある者 学齢児以上の者
	○	○	電 気 式 た ん 吸 引 器 パルスオキシメーター	呼吸器機能障がい3級以上または同程度の障がい児者で、必要と認められる者（難病等の者は呼吸器機能に障がいのある者※パルスオキシメーターは人工呼吸器の装着が必要な者） 学齢児以上の者
	○	○	点 字 デ ィ ス プ レ イ	視覚障がい及び聴覚障がいの重度重複障がい（原則として視覚障がい2級以上かつ聴覚障がい2級）の障がい者で、必要と認められる者
	○	○	排 泄 支 援 用 具 (ストマ用装具または、紙おむつ)	ぼうこうまたは直腸機能障がいもしくは脳原性の運動機能障がい者で、排泄に本用具を必要とする者
	○	○	収 尿 器	肢体不自由などの障がい者で、高度の排尿機能障がいのため排尿に本用具を必要とする者
	○	○	情 報 ・ 通 信 支 援 用 具	視覚または上肢機能障がい2級以上の者で、パソコンの使用により社会参加が見込まれ、周辺機器などを使用しなければ当該パソコンの操作が困難な者
	○	○	非 常 用 電 源 装 置	呼吸器機能障がい3級以上または同程度の障がい児者で、人工呼吸器や電気式たん吸引器などの電気医療機器を使用している者

《知的障がい者・児》

障がい	者・児の別		種 類	対 象 者
	者	児		
知的障がい	◎	○	特 殊 マ ッ ト	重度または最重度 3歳以上の者
	○	○	特 殊 便 器	重度または最重度 学齢児以上の者
	○	○	頭 部 保 護 帽	重度または最重度 てんかんの発作などにより頻繁に転倒する者
	◎		電 磁 調 理 器	重度または最重度
	◎	○	火 災 警 報 機	重度または最重度 火災発生の感知及び避難が著しく困難な障がい者(単身世帯及びこれに準ずる世帯の者)
	◎	○	自 動 消 火 器	重度または最重度 火災発生の感知及び避難が著しく困難な障がい者(単身世帯及びこれに準ずる世帯の者)

注意

- 1 脳原性運動機能障がいの場合は、表中の上肢、下肢または体幹機能障がいに準じて取扱います。
- 2 聴覚障がい者用屋内信号装置には、サウンドマスター、聴覚障がい者用目覚し時計及び聴覚障がい者用屋内信号灯を含みます。